

1 利用施設

施設の名称	グループホーム風倶楽部
施設の目的	要支援2若しくは要介護と認定された認知症の利用者に対して、介護保険法並びに関係法令の各条項に従って、認知症対応型共同生活介護施設として利用者個々の状況に応じた介護計画を作成し、介護職員による適切な生活介護サービスを提供することを目的とする。
施設の運営方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ってサービスを提供する。 ②生活の質の向上に努め、安全で快適な暮らしの環境を提供する。 ③介護保険法並びに関係法令を遵守する。
管理者氏名	1階：仲野 芳子 2階：松本 直樹
施設の種類	認知症対応型共同生活介護事業所 橋本市3091000137号（令和5年6月1日指定）
開設年月日	平成29年6月1日
入居定員	2ユニット18名（1ユニット9名）
施設の所在地	和歌山県橋本市高野口町名古曾926-1
電話番号	0736-44-2668
事業実施地域	和歌山県橋本市

2 居室等の概要

種類	室数	設備
居室	18	エアコン、テレビ端子、ベッド、寝具、カーテン、収納棚、チェスト、洗面台、ナースコール（一部）
居間・食堂	2	エアコン、テレビ、テーブル、椅子
台所	2	システムキッチン、食器棚、冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、ポット、トースター
脱衣室	2	エアコン、洗面台
浴室	2	1階：特殊浴槽（1）、ナースコール 2階：一般浴槽（1）、ナースコール
トイレ	6	1階：車椅子用（1）、一般用（2）、ナースコール 2階：車椅子用（1）、一般用（2）、ナースコール
洗濯室	2	洗濯機、乾燥機
防災設備		火災報知器、非常放送設備、消火器、スプリンクラー、排煙窓、避難誘導灯

☆居室の変更：ご利用者様から居室の変更の申し出があった場合、居室の空き状況等により、施設内で検討した上で決定します。また、ご利用者様の心身の状態等により、当施設から居室の変更を求めることがあります。

3 職員の配置状況

職種	職務内容	人員数
管理者	①従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行う。 ②法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。	2名
計画作成担当者	①適切な介護サービスが提供されるよう介護計画を作成する。 ②連携する介護施設や医療機関との連絡・調整を行う。	2名
介護職員	①利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。	24名
調理員	①利用者に対し食事の提供を行う。	2名

☆1階2階ともに、管理者は計画作成担当者と介護職員を兼務しています。

	勤務体制
介護職員	日勤 8:30～17:30 遅出（1階）10:30～19:30 遅出（2階）10:00～19:00 夜勤16:00～ 9:00

☆その他、時短勤務もあります。勤務体制は状況によって変更する場合があります。

4 サービスの内容

認知症対応型共同生活介護計画の作成		①サービス提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成する。 ②介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得る。 ③同意を得た介護計画は、利用者若しくはその家族に対して交付する。 ④介護計画作成後も、サービスの実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。
食事		①利用者と職員がともに日々の献立を作成し、栄養及び心身の状態並びに嗜好に配慮した食事を提供する。 ②自立支援の観点から、他の利用者と一緒に食堂で食事をしていただくことを原則とする。
日常生活上の世話	食事支援	①食事の提供及び必要な介助を行う。 ②嚥下が困難な利用者に対して、キザミ食の提供その他必要な支援を行う。
	入浴支援	①事前に体調確認を行った上で、一週間に2回以上適切な方法で入浴又は清拭、洗髪等の支援を行う。 ②寝たきり等で座位保持が困難な利用者に対して、機械浴での入浴を提供する。

	排泄支援	①介助が必要な利用者に対して、自立支援の視点を踏まえた上でトイレ誘導やオムツ交換を行う。
	更衣整容等	①生活にメリハリをつけるため、昼間は普段着で、夜間は寝間着で、それぞれ過ごしていただくことを原則とする。 ②一人で着替えができない利用者に対して、残存機能を生かしながら適宜支援する。 ③洗顔・整髪・口腔ケア・ひげ剃り・爪切り等、身だしなみに配慮する。
	移動移乗	①介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車椅子への移乗の介助を行う。
	服薬支援	①介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行う。
機能訓練		①できることは職員と一緒に行っていただくことで、認知症の進行の緩和と身体機能の維持・向上に努める。
レクリエーション		①趣味活動、季節の行事、地域のイベントを通じて、余暇時間の充実を図る。
健康管理		①定期的な受診又は急な病気や怪我により検査や治療が必要になった場合、その他必要と認められた場合は、主治医又は当施設の協力医療機関において必要な処置が受けられるように支援する。
その他		①良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、穏やかな日々を過ごすことができるように、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うように努める。 ②常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者やその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行う。 ③常に家族と連携を図り、利用者と家族等の交流の機会を確保する。

5 利用料金

当施設の利用料金は重要事項説明書の最後に記載しています。利用料金は1か月単位で計算し、翌月の15日頃までに請求させていただきます。お支払いの方法については、以下からお選びください。

①指定する下記金融機関口座からの自動引き落とし（原則）

紀陽銀行 きのくに信用金庫 ゆうちょ銀行 和歌山県下各農業協同組合
南都銀行 関西アーバン銀行 近畿労働金庫
三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行 みずほ銀行 りそな銀行

口座からの引き落とし日：毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

②指定する口座への振り込み

振込金融機関	紀陽銀行 粉河支店 普通預金 475415
口座名義人	社会福祉法人 高陽会 グループホーム 風倶楽部 理事長 高木 洋

③現金での支払い（平日でお願いします）

6 施設利用上の留意事項

当施設のご利用にあたり、ご利用者様本人及び他のご利用者様の生活の安全や快適性を確保するため、以下の各事項を遵守してください。

①所持・持ち込みの制限

当施設のご利用にあたり、以下のものは所持・持ち込みを禁止させていただきます。

- ・ナイフや剃刀等の刃物類、マッチやライター等の火気可燃物、高温になる器具、その他周囲に害を及ぼす可能性がある物品
- ・多額の現金や貴重品
- ・犬や猫等のペット類

②ご家族様等の面会

面会は原則として自由です。ただし、生活施設ですので、時間は午前8時30分から午後5時30分までとさせていただきます（緊急時はこの限りではありません）。

③食品や財物等の持ち込み

食中毒の防止のため、食品を持ち込む場合は必ず職員までお知らせください。また、財物等を持ち込む場合又は持ち出す場合も必ず職員までお知らせください。

④外出・外泊

外出や外泊を希望される場合は必ず職員までお知らせください（事前連絡及び所定の用紙による届出が必要です）。

⑤食事

食事がご不要の場合は前日までに申し出てください。

⑥施設及び設備利用上の注意点

- ・居室及び共用施設はその本来の用途に従ってご使用ください。
- ・施設や設備を故意に破損・汚損した場合、ご利用者様若しくは代理人様の負担により、原状に回復していただくか相応の対価を徴収させていただきます。また、当施設の許可なく居室に鍵を設置したり造作を変更したりすることはできません。
- ・施設内での飲酒や喫煙は原則として禁止させていただきます。
- ・当施設の職員及び他のご利用者様に対して、政治活動・宗教活動・営利活動を行うことを禁止いたします。
- ・当施設の職員及び他のご利用者様に対して、社会通念上、迷惑となる行為及び公序良俗に反する行為は禁止いたします。

7 施設の退居について（契約期間の終了）

以下の各事項に該当する場合、当施設を退居していただくことになります。

- (1) 当施設の利用基準（契約書第5条）を満たさなくなった場合
- (2) ご利用者様の心身の状態が自立若しくは要支援1と認定された場合
- (3) 事業者がやむを得ない事由によりサービスを提供できなくなった場合
- (4) ご利用者様から退居の申し出があった場合（※①）
- (5) 事業者から退居の申し出を行った場合（※②）

※①契約の有効期間であっても、ご利用者様から退居の申し出を行うことができます。その場合は、退居を希望する日の30日前までに解約届出書を提出してください。ただし、次の場合は、即時に契約を解約し、退居することができます。

- (1) 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- (2) ご利用者様が入院又は他施設に入所された場合
- (3) 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めたサービスを提供しない場合
- (4) 事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- (5) 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により、ご利用者様の身体・財物・信用等を傷つけた場合、又は著しい不信行為等によって本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- (6) ご利用者様が他のご利用者様の身体・財物・信用等を傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

※②契約の有効期間であっても、以下の各事項に該当する場合は事業者から退居の申し出を行うことがあります。

- (1) ご利用者様が契約締結時にその心身の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は虚偽の申告を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- (2) 利用料金の支払いが3か月以上遅延し、利用料金を速やかに支払うように催告したにもかかわらず、15日以内に支払われない場合
- (3) ご利用者様が故意又は重大な過失等により、事業者又はサービス従事者若しくは他のご利用者様の生命・身体・財産・信用等を傷つけた場合、又は著しい不信行為等によって本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- (4) ご利用者様が長期に渡って入院された場合若しくは入院すると見込まれた場合
即ち契約書第5条（利用基準）を満たさないと判断された場合
- (5) ご利用者様が退院できる見込みがあっても、常時医療が必要な状態と判断された場合、若しくは認知症対応型共同生活介護施設の趣旨に合致しない場合

☆円滑な退居のための援助

ご利用者様が当施設を退居される場合は、ご利用者様の希望に応じて、ご利用者様の心身の状態、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の手続きを速やかに行います。

- (1) 適切な医療機関又は介護福祉施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業所の紹介
- (3) その他福祉サービス又は保健医療サービスの提供者の紹介

8 緊急時及び事故発生時の対応方法

- (1) ご利用者様に容態の急変等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずる他、予め届けられた緊急連絡先に速やかに連絡いたします。病状によっては、当施設の判断により、医療機関への搬送を要請することがあります。
- (2) 当施設が提供するサービスによって事故が発生した場合は、速やかにご家族様や市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償いたします。なお、事故については、その事故の状況や経過を記録し、原因の分析と再発の防止のための取り組みを行います。

9 苦情の受付について

要望や苦情は以下の窓口で受け付けております。受け付けた要望や苦情は、事実確認の上、必要があれば第三者委員に連絡いたします。緊急を要する返答が必要なときは早急に管理者に連絡し、当日中に対処いたします。なお、要望や苦情は市町村や公的団体の窓口においても受け付けております。要望や苦情の内容によっては、各関係機関との協力により、適切な対応方法をご利用者様の立場で検討し、処理いたします。

社会福祉法人高陽会 グループホーム風俱樂部	和歌山県橋本市高野口町名古屋926-1 苦情相談受付窓口 電話：0736-44-2668
市町村の窓口 橋本市役所	和歌山県橋本市東家一丁目1番1号 介護保険課介護保険係 電話：0736-33-1633（直通）
公的団体の窓口 和歌山県国民健康保険 団体連合会	和歌山市吹上二丁目1番22号501（日赤会館内） 介護サービス苦情相談窓口 電話：073-427-4662
公的団体の窓口 和歌山県社会福祉協議会	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山県福祉サービス運営適正化委員会 電話：073-435-5527

10 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、介護サービスの提供に当たって、ご利用者様又は他のご利用者様の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、ご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果等について従業者に周知します。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

1 1 高齢者虐待防止

(1) 事業者は、ご利用者様の人権擁護と虐待防止のために、次に掲げる措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者を選定します

虐待防止に関する担当者	管理者：松本 直樹
-------------	-----------

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果等について従業員に周知します。

③虐待防止のための指針を整備します。

④従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

⑤介護サービスの提供中に、当施設の従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合には、速やかに市町村に通報します。

1 2 ハラスメント対策の強化

(1) 事業者は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 3 衛生管理等

(1) 事業者は、施設内で感染症や食中毒が発生又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果等について従業員に周知します。

②感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

③従業員に対し、感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(2) 事業者は、ご利用者様が利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(3) 事業者は、感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための措置を講じるにあたって、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、密接な連携に努めます。

1 4 個人情報の取り扱い（利用目的）

事業者は、業務上知り得たご利用者様及びご家族様に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、サービス提供上必要と認められる場合は、十分に配慮した上で、必要最小限の範囲で情報を利用又は提供します。

(1) ご利用者様への介護の提供に必要な利用目的

【当施設の内部での利用】

①当施設がご利用者様に提供する介護サービス

②介護保険事務

③ご利用者様に係る当施設の管理運営業務のうち

- ・入居や退居の管理
- ・会計経理
- ・事故等の報告
- ・介護サービスの質の向上

【外部への情報提供】

①当施設がご利用者様に提供する介護サービスのうち

- ・他の介護サービス事業者、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携
- ・サービス担当者会議への参加や照会への回答
- ・その他の業務委託
- ・ご家族様等への説明（心身の状態等）

②介護保険事務のうち

- ・保険事務の委託
- ・審査支払機関へのレセプト提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

【その他の利用目的】

①サービス従事者の管理運営業務のうち

- ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当施設内で行われる学生等の実習及びボランティアへの協力

(2) ご利用者様への医療の提供に必要な利用目的

【当施設の内部での利用】

①当施設がご利用者様に提供する医療サービス

②医療保険事務

【外部への情報提供】

①当施設がご利用者様に提供する医療サービスのうち

- ・他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・ご利用者様の診療等にあたり、外部の医師等の意見や助言を求める場合
- ・検体検査業務及び健康診断の外部委託
- ・ご家族様等への説明（病状等）

②医療保険事務のうち

- ・保険事務の委託

③医師賠償責任保険等に係る専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

1 5 高陽会倫理委員会について

社会福祉法人高陽会では、当法人のサービスを利用されている方、もしくは利用された方を対象とする研究を行い、過去から現在において積み重ねたデータや検証した結果を、内外の研究発表や外部講師の資料作成等に使用することで福祉の発展・サービスの向上に活用しています。そのうちの一つである研究発表会においては、法人職員のみならず法人以外の発表参加者も受け入れており、その場合も法人職員と同等の取り扱いをしています。

いずれにおいても、文部科学省・厚生労働省・経済産業省が告示する「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に則り、ご利用者様のプライバシーや人権が守られるように細心の注意を払い、それらが適切に行われるように倫理に関する審議を執り行う委員会を設置しております。

以下の点については倫理委員会にて審議される内容のうち、共通事項となりますのでご理解ください。

(1) 研究への参加とその撤回について

研究への参加はご利用者様の意思で決めてください。参加に同意されない場合でも一切不利益は受けません。また、いつでも研究への参加を止めることが可能です。

(2) 研究への参加を中止する場合について

ご利用者様の意思により研究へ参加されても、意思に反して中止せざるを得ない場合があります。中止する場合は、その理由及びそれまでの情報の活用方法等を担当者からご説明します。

(3) 研究等に関する情報の提供について

研究計画や関係する資料をお知りになりたい場合は、他の対象者の個人情報や研究全体に支障となる事項以外はお知らせすることが可能です。

(4) 個人情報の取り扱いについて

氏名・生年月日等の個人を直接特定できる情報は、全て第三者には特定できないようにしたうえで個人情報を保護させていただきます。個人が特定される形ではなく、個人に不利益や危険性が及ぶことはありません。研究成果は研究発表や外部発表、外部講師の資料等での利用を予定していますが、その際も個人を直接特定できるような情報は利用しません。

(5) 費用負担及び研究資金について

費用負担はありません。また、謝礼金等のお支払いもありません。

1 6 サービス提供の記録

(1) 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、契約が終了した日（退居日）から5年間保存します。

(2) ご利用者様は、サービスの提供に関する記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 非常災害対策

防災時の対応・・・消防計画に沿って対応

防災設備・・・・・・火災報知器、非常放送設備、消火器、スプリンクラー

排煙窓、避難誘導灯

災害用備蓄（飲料水・食料品など）

防災訓練・・・・・・消火及び避難訓練（年２回）

防災責任者・・・・防火管理者

18 業務継続計画の策定等

- （１）事業者は、感染症等や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」といいます。）を策定し、必要な措置を講じます。
- （２）事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修や訓練を定期的の実施します。
- （３）事業者は、業務継続計画の見直しを定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価 の実施状況	① あり	実施日	令和５年１１月１４日
		評価機関名称	和歌山県社会福祉協議会
		結果の開示	① あり ② なし
	② なし		

20 協力医療機関

名称	住所	主な診療科目
虎谷内科小児科医院	橋本市高野口町向島１７７	内科 小児科
山本病院	橋本市東家６丁目７－２６	内科 整形外科 歯科
栗山クリニック	橋本市高野口町小田６５３－２	外科
こころの郷クリニック	橋本市高野口町名古屋９１８－１	精神科 心療内科
吉川歯科医院	橋本市高野口町名古屋１０２０	歯科

※通院が必要な場合、送迎は原則として当施設が行いますが、ご家族様に付き添いをお願いすることがあります。なお、協力医療機関以外の医療機関への通院を希望される場合は、送迎や付き添いは全てご家族様でお願いします（ただし、緊急やむを得ない場合や当施設による対応が望ましいと判断される場合は除きます）。

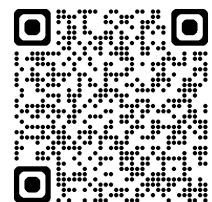
※その他、訪問看護ステーション麒麟（紀の川市）と提携しており、定期的な訪問や緊急時の対応等、必要な支援を受けています。

2.1 地域との連携について

- (1) 事業者は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めます。
- (2) 事業者は、利用者又は利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括支援センター職員、(介護予防)認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、概ね2か月に1回開催します。
- (3) 運営推進会議では、サービス内容及び活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、記録を作成し、公表します。

2.2 当法人の概要

名称 法人種別	社会福祉法人 高陽会
代表者役職 氏名	理事長 高木 洋
本部所在地	和歌山県紀の川市黒土 153 番地
電話番号	0736-73-5881
HP	http://www.koyokai.or.jp/



※当法人が実施している事業の内容については、上記のURLもしくはQRコードでも公開しております。

○運営する事業

【特別養護老人ホーム高陽園】(介護老人福祉施設)

- ・高陽園ショートステイ(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)
- ・高陽園診療所
- ・生活管理短期宿泊事業

【介護老人保健施設さくらの丘】(介護老人保健施設)

- ・介護老人保健施設さくらの丘(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)
- ・介護老人保健施設さくらの丘(通所リハビリ・介護予防通所リハビリ)
- ・さくらの丘訪問リハビリテーション(訪問リハビリ・介護予防訪問リハビリ)
- ・外出支援(移送サービス)
- ・グループホームさくらの丘
(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

【総合福祉センター風の里】

- ・グループホーム風の里
(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)
- ・風の里デイサービスセンター
(通所介護・第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス))
- ・生活支援ハウス十人の家(高齢者生活支援ハウス)
- ・風の里ホームヘルプサービス
(訪問介護・第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)・居宅介護・重度訪問介護)

- ・高陽会居宅介護支援事業所（居宅介護支援）
- ・訪問看護ステーション麒麟（訪問看護・介護予防訪問看護）
- ・小規模多機能型居宅介護風の家

【総合福祉センター風倶楽部】

- ・風倶楽部デイサービスセンター
（通所介護・第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス））
- ・風倶楽部ケアプランセンター（居宅介護支援）
- ・グループホーム風倶楽部
（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）

【グループホーム風の里】

（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）

【福祉センターのぞみ野】

- ・グループホームのぞみ野
（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）
- ・認知症通所介護のぞみ野（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護）

【幼保連携型認定こども園 城東こども園】

【幼保連携型認定こども園 浜風こども園】

＜事業者名＞	グループホーム風倶楽部（橋本市3091000137号）		
＜住 所＞	和歌山県橋本市高野口町名古曾926-1		
＜代表者名＞	社会福祉法人 高陽会	理事長 高木 洋	印

説明担当者 _____ 印

私は、担当者から認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に係る重要事項の説明を受け、その内容について同意しました。

令和 年 月 日

利 用 者 （氏名） _____ 印

利用者 家族等

代理人 （氏名） _____ 印

私は、重要事項の変更（更新）の説明を受け、その内容について同意しました。

説明日	利用者氏名	利用者代理人氏名	説明者
年 月 日	印	印	印
年 月 日	印	印	印
年 月 日	印	印	印
年 月 日	印	印	印
年 月 日	印	印	印
年 月 日	印	印	印
年 月 日	印	印	印
年 月 日	印	印	印
年 月 日	印	印	印
年 月 日	印	印	印
年 月 日	印	印	印
年 月 日	印	印	印
年 月 日	印	印	印
年 月 日	印	印	印
年 月 日	印	印	印

利用料金一覧（令和 7 年 4 月 1 日現在）

基本料金（1日あたり）

※1単位＝10.27円

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
749単位	753単位	788単位	812単位	828単位	845単位

各種加算（1日あたり）

※1単位＝10.27円

初期加算	30単位 入居日から30日間算定。また、30日を超える 入院後に再入居した場合も同様に算定。
医療連携体制加算Ⅰハ（要支援2の方を除く）	37単位
退居時相談援助加算	400単位 退居後、居宅で居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、1回を限度として算定。
科学的介護推進体制加算	40単位／月 利用者様の心身の状況等に係る基本的な情報を 厚生労働省に提出している場合に算定。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位 介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 60%以上の場合に算定。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×18.6%
入院時費用	246単位 退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合、 所定の単位数に変えて1か月6日を限度として算定。
看取り介護加算（要支援2の方を除く）	72単位（死亡日31日前～45日前）
看取り介護加算（要支援2の方を除く）	144単位（死亡日4日前～30日前）
看取り介護加算（要支援2の方を除く）	680単位（死亡日の前日及び前々日）
看取り介護加算（要支援2の方を除く）	1,280単位（死亡日）

別途料金（1日あたり）

家賃	1,500円
水道光熱費	600円
食費	1,000円
寝具リース代（敷布団、掛布団、敷布、毛布）	70円

利用料金概算（1か月30日あたり）

	負担割合1割の場合	負担割合2割の場合	負担割合3割の場合
要支援2	123,175円	151,250円	179,325円
要介護1	124,674円	154,247円	183,821円
要介護2	125,953円	156,805円	187,657円
要介護3	126,830円	158,559円	190,288円
要介護4	127,415円	159,729円	192,044円
要介護5	128,035円	160,970円	193,905円

※計算方法により、誤差が生じる場合があります。

その他

理美容代	実費
行事関係費用	実費
紙おむつ代（テープ止めタイプ、パンツタイプ、シート、パッド等）	実費
日用消耗品費（歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、ティッシュ等）	実費

※理美容は行きつけの理美容室へ通っていただくこともできます。その場合、送迎と付き添いはご家族様でお願いします。

※行事関係費用は趣味活動や行事で特別に要した費用です。例えば、手芸や外出（外食）などが考えられます。ご利用者様全員で行うようなレクリエーションの費用は徴収いたしません。

※紙おむつや日用消耗品は持ち込んでいただくこともできます。

☆外泊（入院）された場合の費用の計算方法について（例：2泊3日の場合）

- ・1日目（グループホームを出られた日）→全ての費用を負担していただきます。
- ・2日目→介護サービス費と食費は負担していただく必要はありませんが、入院時費用（月6日を限度）と家賃、水道光熱費、寝具リース代は負担していただきます。
- ・3日目（グループホームへ戻られた日）→全ての費用を負担していただきます。

短期利用型基本料金（1日あたり）

※1単位＝10,27円

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
777単位	781単位	817単位	841単位	858単位	874単位

短期利用型各種加算（1日あたり）

※1単位＝10,27円

医療連携体制加算Ⅰハ（要支援2の方を除く）	37単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位 介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上の場合に算定。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×18.6%

短期利用型別途料金（1日あたり）

家賃	1,500円
水道光熱費	600円
食費	1,000円
寝具リース代（敷布団、掛布団、敷布、毛布）	70円

短期利用型利用料金概算（1か月あたり）

1か月あたりの利用料金は、利用日数や他のサービスとの兼ね合いによって異なります。担当の介護支援専門員にご確認いただくか、グループホーム風倶楽部へお問い合わせください。